令和6年度版 所得税法(基礎編)

訂正箇所:下線部分

## P37 算式

(誤)

- 9 一時所得の金額の計算
  - (1) 「一時所得の金額」は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得る ために支出した金額の合計額を控除し、その残額から更に、一時所得の特別控除額を 控除した金額である(所法34②)。

## - 算 式 ----

一時所得の金額 = 総収入金額 - その収入を得るために支出した金額

(正)

- 9 一時所得の金額の計算
  - (1) 「一時所得の金額」は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得る ために支出した金額の合計額を控除し、その残額から更に、一時所得の特別控除額を 控除した金額である(所法34②)。

## 算 式 ——

一時所得の金額 = 総収入金額 - その収入を得るために支出した金額

- 一時所得の特別控除額(最高50万円)